

お知らせ News 高齢者向け福祉サービスの申請が始まります

☎本庁舎高齢福祉課 内2722

高齢者を対象とした次のサービスを受けるためには、毎年申請が必要です。
4月1日(月)から平成31年度分の申請を受け付けますので、本庁舎高齢福祉課または各庁舎地域振興課で手続きしてください。

高齢者サービス	内容	対象	申請に必要なもの
はり・きゅう・マッサージ等 施術費助成事業	1回につき1,000円の助成券を年間6枚交付	①70歳以上の方 ②65歳以上で、身体障がい者手帳1・2級の交付を受けている方	申請書・本人確認ができるもの(健康保険証・身体障がい者手帳など)
要介護高齢者巡回理・美容券交付事業	理・美容師による訪問散髪の助成券(1枚2,500円)を年間5枚交付	65歳以上で、要介護4・5の認定を受けた在宅の方	申請書・印鑑・介護保険被保険者証
在宅高齢者介護用品支給事業	紙おむつなどの介護用品と引き換えできるサービス券を月5,000円を限度に交付	市民税非課税世帯に属する要介護4・5の認定を受けた65歳以上の高齢者を、在宅で介護している家族の方	申請書・印鑑・介護保険被保険者証 ※昨年1月1日時点で本市に住所がなかった方は、個人番号が分かるもの

※申請書は、本庁舎高齢福祉課・各庁舎地域振興課にあります。

イベント Event 第22回しらかわ音楽の祭典 第7回震災復興音楽祭～希望～

☎しらかわ音楽の祭典事務局(本庁舎文化振興課内)内2388

東日本大震災からの復興・発展を願い、音楽の力でまちを元気にするため「震災復興音楽祭」を開催します。

- 日時 3月11日(月)／正午～午後9時
- 会場 白河文化交流館コミネス 大ホール
- 入場料 支援金100円以上
※全額を震災復興基金に寄付します。
- 内容 36団体による演奏・舞踊・合唱などの市民ステージ

《3.11ふくしま追悼復興記念行事 キャンドルナイト》

- 日時 3月11日(月)／午後5時30分から
- 会場 市立図書館りづらん 駐車場
- 内容 1,000本以上のキャンドルを灯します。



お知らせ News 就学のために転出する国保被保険者の方へ

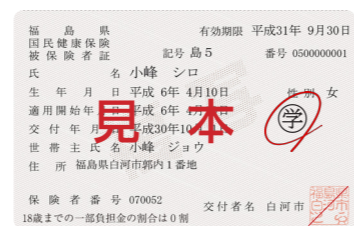
☎本庁舎国保年金課 内2172

国民健康保険の被保険者が就学のために市外に住所を移す場合、特例により学生用の被保険者証「マル学被保険者証」を使用できます。

マル学被保険者証の交付を希望する方は、在学証明書(原本)と被保険者証を持参のうえ、申請してください。

卒業などにより学生でなくなった場合はマル学被保険者証は使用できませんので、非該当の届け出をお願いします。

詳しくは、お問い合わせください。



◀マル学被保険者証(学マークが入ります)

お知らせ News もうお済みですか？ 自動車・軽自動車の変更手続き

☎本庁舎税務課 内2127・2128・2129

自動車税・軽自動車税は毎年4月1日現在の車検証に登録されている内容で課税されます。

使用していない・住所が変わった・他人に譲渡したなど、登録内容に変更が生じた場合は、**3月末まで**に必ず所定の手続きをしてください。

手続きをしないと、平成31年度分も今年度と同様に課税されるので注意しましょう！



区分	自動車税(県税)	軽自動車税(市税)		
分類		◆251cc以上のバイクを所有している方	◆126cc以上250cc以下のバイク ◆軽自動車 を所有している方	◆原動機付き自転車 ◆125cc以下のバイク ◆小型特殊自動車を所有している方
注意事項	※納税通知書は5月上旬に発送する予定です。 ※被災された方は、減免等の対象になる場合があります。	※軽自動車税には月割課税はありません。 4月2日以降に名義変更しても1年分の軽自動車税が課税されます。 ※納税通知書は5月中旬に発送する予定です。		
移転・抹消登録などの窓口	福島運輸支局登録部門 ☎050-5540-2015 白河自家用自動車協会 ☎②3850	福島運輸支局登録部門 ☎050-5540-2015 白河自家用自動車協会 ☎②3850	軽自動車検査協会《軽自動車》 ☎050-3816-1837 県軽自動車協会《バイク》 ☎024-546-2577 白河自家用自動車協会 ☎②3850	本庁舎税務課 内2121・2125 各庁舎地域振興課 表郷☎②2111 大信☎④2113 東☎③2112
問い合わせ先	県南地方振興局県税部課税第二チーム ☎②1519			

お知らせ News 引っ越したら住民票を移しましょう

☎本庁舎市民課 内2159

転勤や就職・進学などで住所が変わる場合には、住所異動の届け出が必要です。

《異動の手続き》

●市外への転出
引っ越し前に転出届け出を行い、転出証明書を受け取ったうえで、引っ越し先の市区町村で転入の手続きをしてください。

●市外からの転入
引っ越し前の市区町村から受け取った転出証明書を添えて、引っ越した日から14日以内に転入の手続きをしてください。



- 届け出義務者
本人または世帯主・親権者・代理人(要委任状)
- 届け出に必要なもの
運転免許証など顔写真付きの身分証明書1点または健康保険証および診察券など2点
※住基カード・マイナンバーカード(通知カード)をお持ちの方は、必ずご持参ください。
- 届け出場所
本庁舎市民課・各庁舎地域振興課・各行政センター
- 受付時間
午前8時30分～午後5時15分
※平日のみ。日曜窓口では手続きできませんので、ご注意ください。